

ベトナム政府に望む

日本企業が求める貿易・投資・ビジネス環境整備について

10月18日のMPI-JCCI協議会における日商からの要望とMPIからの回答抜粋

2. ベトナム政府への提言・要望 ～日本企業が「ベトナムを選ぶ」ために～

(1) ベトナム経済のさらなる発展に向けた産業政策の推進

①グローバルバリューチェーンの中での自国産業育成政策の確立・推進

AEC（ASEAN経済共同体）設立による関税撤廃（2018年）により、タイ、マレーシア、インドネシア等から四輪車をはじめコスト競争力の高い完成品の輸入拡大が想定される。TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の成立も見据え、グローバルバリューチェーンの中でいかに競争力の高い自国産業を育成するかが重要である。確固たる産業政策の確立・推進をお願いしたい。

MPI工業経済局

グローバルバリューチェーンの開発について様々な措置をとった。ベトナム進出の裾野産業のニーズ支援措置の政令12号が交付された。

関連の省庁、財務省から税制、融資、保証など企業の支援策を打ち出している。土地の優遇措置、人材育成、など数多くの法令が1556号に記載されている。企業の資金支援を実施するため中小企業のための公庫が創設された。財務省所管の機関であり、ベトナムに進出する外資系企業のための優遇策もある。

このほか、2015年には商業省主導で産業開発プランを作成した。アセアン経済共同体の発足にあたり国内の法令も改定されている。

グローバルバリューチェーンを支援するために中小企業を支援する法律が必要。任期中に制定される。

ホアンFIA長官

補足する。国内産業を育成したい。現状にあわせて法律の不備を修正したいので、日本も支援してほしい。多くの分野で法律を改正しなければならない。中小企業支援法が次期国会で承認される。首相決定など、法律でないもので対応するのではなく、法律自体を構築したい、国内の産業は、企業の数だけでなく、質も確保したい。日本の皆様から提案だけでなく、具体的な話がほしい。政府と協議していきたい。一緒に歩調を合せて努力したい。

ダン・フィ・ドン副大臣

日本企業は、決定までに時間が掛かるが、決定後は変更もなく、コンプライアンスも遵守する。日本企業を高く評価している。輸出や、それより大事なものは、技術移転など。日本企業で働いたら自分の企業を起こす例も少なくない。多くの企業にベトナムに進出してほしい。今日頂いた要望項目については、考え方を共有する。競争力ある企業を増やし、多くのベトナム企業がグローバルバリューチ

ーションに参画できるように進めたい。

②経済の基盤を支える中小企業の育成・支援

経済の持続的な発展には、産業構造の基盤を支える中小企業の育成が不可欠である。日本では企業数の99.7%、雇用者数の7割を占める中小企業が経済発展の重要な担い手となっており、全国515商工会議所、約5,600人の経営指導員がその健全な発展を支援するため、企業を訪問しての経営相談・指導、政府系金融機関による低利融資制度の推薦・斡旋などに取り組んでいる。こうした**日本の制度・システムをぜひ参考にし、ベトナム国内の中小企業に対する育成・支援策の拡充**を検討いただきたい。

中小企業支援局

中小企業に発展してもらうため、政府の支援が必要であると認識している。日本の制度を参考にしている。金融との連携や法律に関する指導など、奨励策や優遇策を学びたい。中小企業への支援策を用意している。部品調達の際にベトナムの中小企業に指導してほしい。詳細な提案があれば外国投資庁（FIA）を窓口にしてほしい。

ホアンFIA長官

中小企業を積極的に支援するには日本のサポートが重要。支援策を常に改善していくサイクルを回していく。常に改善する精神を持っている。日本からの意見や、アドバイスがほしい。

ダン・フィ・ドン副大臣

現在、中小企業支援法を策定中で、ベトナム日本商工会と意見交換をしている。意見交換した企業の例としてエアコンを製造するダイキンなど。モーターや、コンプレッサー用のモーターをつくるためのレアアースをベトナムで生産する。高品質のレアアースを使って高度なモーターづくりに寄与したい。その分野での協力をしたい。

③語学・技術・経営管理能力を持つ産業人材の育成・活用

日本企業が海外に進出する場合、現地において、日本語を話し、かつ、将来的に現場のマネジメントを任せられる人材を採用できるかどうか大きなポイントとなる。既に、ハノイ貿易大学での日本語教育や日越大学の開校などの取り組みが行われているが、日本への研修生派遣制度や現地進出企業によるインターンシップの活用、あるいは、日本への留学経験を持つ人材の就職促進等、**日越両国ビジネスの架け橋となり得る人材の育成・活用に向け、さらなる取り組みの推進**をお願いしたい。

MPI 科学教育局

教育分野では、諸機関が日本との関係強化に積極的に取り組んでいる。産業人材の育成については、教育訓練省が担当する。学術部門で日本の政府との協力事業を推進している。ハノイ工科大でプロジェクトを実施している。労働省との協力はまだ少ない。

13校のプロジェクトが進んでいる。日越の関係は直接的である。

日本で勉強させるプロジェクトはまだ少ない。人材を採用してから研修する方が、採用側から見ると効果的である。日本企業を視察した現実的な観点に立つと、日本で研修を受けさせた方が、ビジネスマナーなども学習できる。

留学は生の日本語を学ぶ機会。今後、日本との提携事業や資金支援が行われる予定。各地方への人材育成支援活動を行っている。企業と地方政府の関係も需要があり、協力体制が作れるので、関心がある企業名を教えてください。

ダン・ファイ・ドン副大臣

語学力向上について、指2本で操作できる語学学習サポートロボットの開発を紹介する。現在できるのは英語だけだが、通訳の機械として活用できる。起業のための投資として、日本語からベトナム語に訳す機械を開発できれば良い。日本商工会議所を通じて4～5人ほどの機械に堪能な人を雇用し、彼らがベトナム語 - 日本語の翻訳機械を開発すればどうかと提案したい。ハノイ貿易大学に日本語学部がある。ちょっとした投資で日本語人材への投資になる。

4Sや5Sの改善プログラム普及に向けて、ベトナムの中小企業のために日本のシニアボランティアの専門家を派遣してほしい。具体的な事業を確実に実行すれば人材不足も解決できるのではないかと。

④都市交通インフラの整備・改善

新興国が経済発展を遂げる過程において、人とモノの円滑な移動を支える交通インフラの整備・改善は不可欠である。ハノイ、ホーチミン等、主要都市部における交通渋滞を解消するための鉄道・バス等の公共交通手段の整備・改善を推進されたい。

ベトナムはODAでインフラ整備の資金調達をしている。ハノイでは、ザップバットからザーラムへの1号線、ニョンからハノイへの3号線などベトナム政府は様々な対策として実施する。

ホーチミンは8つの線路計画がある。1号線、2号線、ベンタインからミエンタイ間の3号線などで国際資金を調達している。

ホアンFIA長官

ベトナム政府は大都市で交通インフラを整備している。詳細については、直接連絡してほしい。

(2) 開かれたベトナム経済に向けた規制緩和、制度改革

①法・制度運用、行政手続きの適正化

ベトナムでビジネスを行う多くの日本企業が課題に挙げているのが「頻繁な法律変更と公布周知の不徹底」「会社設立や許認可取得等、各種行政手続きの煩雑さ」「地域・窓口による運用・解釈の不統一」など、法・制度運用、行政手続きに係る問題である。外資企業との十分な事前協議を踏まえて法制化するプロセスの確立、法・制度の改正における十分な周知期間・経過措置の設定、行政手続きの簡素化、統一した運用の徹底など、企業の実態を十分に踏まえ、改善に取り組まれない。

法制局

法制度、行政の統一的な運営について。ベトナムの法律改正は頻繁に行われ、不安定でもある。TPPに加盟するのに合わせ、投資法と企業法が改正された。投資法は国際的に見合うように改正された。投資家の権利と利益を守る。通達や、法制の一貫性を保つのが原則。

改正企業法に一貫性が保たれるようにしたい。そのために日本企業をはじめとした企業の意見を政府の所管部署が聞かなければならない。

法律改正にあたり、ベトナム政府は産業団体を通じて、関係機関に周知し対話の場も作っている。

ベトナムの法律・法令制定のプロセスが透明化していると言える。

関係者へのヒアリングが義務的プロセスになっている。法律や法令を変更する際にヒアリングを実施するので意見を出してほしい。

ダン・ファイ・ドン副大臣

私は法律を担当している。首相もビジネス環境改善を強く言っている。行政手続き改善のために具体的な要望を寄せてもらえればと思う。効率よく機能させることが重要。日本商工会議所との協議会は年に1回。そのほかに電子メールでの協議も活用したい。

外国投資庁のポータルサイトも一つのルートになる。ベトナム首相府にもサイトがあり、情報を検索すると直接首相府につながる。首相に定期的に挙げられる仕組みができた。ビジネス環境を改善するアクションとして、首相直轄の政府指示を各省庁が的確に実行しているかを首相府が監視している。政府の透明性を高めることができる。4カ月間で法律を作らなければならなかった。中小企業法などの策定に取り掛かっている。

②通関手続きのさらなる円滑化・迅速化

通関手続きにおいては、地域や担当官による取り扱いの差異が無いよう、規定内容、手続きの明確化と周知徹底をお願いしたい。また、2014年より日本の通関システムをベースとしたVNACSS (Viet Nam Automated Cargo Clearance System) が導入されているが、依然として数多くの書類提出が要請され、手続きに多大な時間を要するケースが生じている。提出書類の削減、少額貨物に対する簡易通関制度の導入等、通関手続きのさらなる円滑化・迅速化に向けた取り組みをお願いしたい。

財務省関税局

手続きの改善について、財務省として多くの会合を重ねた。日本の支援で電子通関システム (VNACSS) ができた。

多くの関税が撤廃された。一方で、多くの税務手続きが作成された。実際には、海外から部品を輸入する際に多くの問題が発生する。遵守するためにホットラインを活用してほしい。

ダン・ファイ・ドン副大臣

財務省はビジネス環境整備について見直しをしている。

③査証なし入国の条件緩和

2015年1月1日より施行された「外国人の出入国・通過・居住法」により、日本人が査証なしでベトナムに入国する際、前回の出国から30日以上経過していることが条件の一つとなっている。その後、空港でのアライバルビザ発給が認められたものの十分ではない。ビジネス・観光に伴う人の移動の円滑化の大きな妨げとなっており、条件のさらなる緩和または撤廃を図りたい。

ホアン長官

30日以内の再入国にビザを求められるのはベトナムだけと聞いた。ビザを緩和すると観光客が増えるのは分かるが、秩序ある治安を守るというベトナム特有の問題がある。

ダン・ファイ・ドン副大臣

ビザなし入国の件を首相に提言してみる。われわれの提言は、平等を原則に考えるが、コンプライアンスを考えると日本を例外的な権利を受けることができると考える。首相に問われたら私はそう回答したい。

④中古機械の輸入規制に関する基準の明確化と手続きの改善

中古機械の輸入規制については改善が進められているが、2016年7月1日に施行された「原則として製造から10年を超えず、安全・省エネ・環境保護に関するベトナムまたはG7（先進7カ国）の基準に適合している場合のみ輸入が認められることとなる」との通達については、対象範囲や鑑定方法など不明瞭な部分があり、担当官による判断が異なるなど手続きに時間がかかるケースが生じている。基準の明確化と周知徹底、手続きの時間短縮を図りたい。

担当局

中古機械の輸入は、次の2つの要件を満たせば認められる。製造後10年を超えないこと、ベトナムやG7諸国の基準を満たすこと。製造者が提出した基準が認められる。

日本企業の場合、G7諸国の機械製造の基準が適用される。基準に不明点があれば科学鑑定機関に問い合わせをしてほしい。

また、投資申請の際に輸入する機械のリストを添付すればよいと、規制を緩和した。輸入申請書類の中に投資証明、機械について証明する書類があれば、基準を満たさなくてもよい。

ホアン長官

ルールを明確化してほしいというのが日本側の要望である。どのような書類を提出すべきかを明確化する必要がある。実際の施行の段階ではまだいくつかの課題があると指摘されている。規定の明確化を考えてほしい。MPIのジャパンデスクに連絡いただければ対応する。MPIとしては、投資家と科学技術省との間に入り調整したい。

ダン・ファイ・ドン副大臣

中古機械の輸入について、原則はあるが運営の面で具体的なガイダンス、情報の開示を進めるべきだと考える。科学技術省はもっと努力をすべき。ポータルサイトに掲示すれば周知効果がある。

⑤研究開発を目的とする物品輸入に対する関税の低減

一般的な部品の輸入や完成品の輸出に関する通関手続きは改善が進められているが、企業が研究開発を目的として輸入する試作品や技術評価のための部品・完成品について、販売目的の物品と同様の関税が課せられ、多くの手続きが求められることは、ベトナム国内における技術開発を推進するうえでの障壁となっている。研究開発を目的とする物品輸入に対する関税の低減、手続きの時間短縮を図りたい。

財務省

2016年9月1日施行の法律には、国内で製造できないもの、技術開発用の物を免税とするとしているが、リストを新しいものに更新する必要がある。その際に日本側にも協力してほしい。財務省がリスト更新のために、国内でどのようなものが製造されているかを把握していない。国内製造品リストを更新したい。

部品の輸入については、国内で製造されているか、いないかで判断する。これは、裾野産業だけで

なく一般原則。国内で製造できないと関税を引き上げるし、国内で生産していれば関税は引き上げられる。関税の引き上げは日系企業にも影響すると懸念する。

ダン・ファイ・ドン副大臣

MP I と各省庁が連携し、IT を導入すれば、研究開発のための輸入品についてもリストがあれば事後徴税もある。まず、通関した後に研究開発のために使うと申請すれば、事後検査でもできる。徴税も十分できる。研究開発手続きの円滑化を図るべき。裾野産業、経済発展を掲げる。阻害があるといけない。取り除くべき状況にある。

⑥小売・物流分野における外資規制の緩和推進

ベトナムでは安定した経済成長に支えられた国民所得の向上を背景に、国内消費者市場が順調に拡大している。多様化・高度化する消費者ニーズに対応する小売業と、その物流を支える運輸サービス業の発展に向け、外資系小売業の多店舗展開にENT（エコノミックニーズテスト）に基づく認可が必要とする規制、道路運輸サービス業における外国企業の出資比率制限（51%）について、それぞれ緩和または撤廃を図られたい。

商工省国内市場局

日本の経済産業省と政策対話で小売、物流分野で議論している。ベトナムの約30名の研修生を送り、特にロジスティックの分野で研修している。

商業の促進のためWTOは小売業において一店目の店舗とそれ以降の店舗に分けて優遇措置を認めている。500平米以下はエコノミック・ニーズ・テスト（ENT）要件を適用しない。

TPPの枠の中では、ENTは500平米以下の店舗には不適用を検討している。今後ENTの要件が撤廃される。まだベトナムの小売業は成熟していない。ベトナムの場合ENTの適用できる。

各地方政府で適用できるようにENT要件について、各地方で判断できるように記述分かりやすく改定する。フランチャイズは規制緩和。ファミリーマート、ミニストップ。特にファミリーマートは110店舗。ミニストップは60箇所、店舗網が張られている。現地の小規模小売業者の仕事のその存続に影響を及ぼさなければ店舗開設できる。

ベトナムの小売業者を保護するために権利適用要件を維持している。イオングループはハノイに1店舗、ホーチミンに3店舗あり繁盛している。ベトナム国内市場、日本企業ともに伸びている。ENTは障害にならない。マスタープランに合致するかどうか判断するもの。私も日本の小売業について勉強したことがある。今後、日本の小売業がベトナムに進出することを歓迎する。

ダン・ファイ・ドン副大臣

これは、日本企業だけの問題ではない。国内企業を守る観点からいうと小売保護、ENTの要件もあるが、これについては利益の分かち合いだと思う。日本の小売業からは、良質の商品の購入の希望がある。ミンチョーという農業組合は、良質のミルクを作っているがバリュー・チェーンに参画できていない。そこでベトナムの農家の育成をはかり、ベトナムの優良な企業がバリュー・チェーンに参加できることが、ベトナムの仕事を増やし、家計の改善を図れて望ましい。中間業者を減らし、商品が直接農家から販売業者の手に渡る仕組みが大事だ。2011年に日本を訪問し、イオンのチェーン店を訪問している。イオンもベトナムに進出した。調達、購買を広げてほしい。購買網を日本企業が拡大することでより良い商品を購入することができ、ベトナムの生活水準が上昇することにつながれ

ば、すばらしい。

<全体的講評>

ダン・ファイ・ドン副大臣

今回の課題をまとめて大臣に報告する。受付窓口はホアン長官になる。日本企業だからとか、ベトナム企業だからとかという境目をなくし、この土地でベトナム政府と手を組んでいきたいという企業に協力したい。

問題事項についてウェブで情報を送れば、どんな分野でMP I がどこまで扱っているのか、企業開発局が窓口となり、課題をカテゴリーごとにまとめて首相に報告する仕組みを採用している。この会議のような対面協議のほかに、日頃の情報伝達が重要。具体的な事例を補足したい。

<柳井 J B A V 会長からの提議により、協議会の場で議論になった項目>

【最低賃金について】

ホアン長官

賃金が2.5倍になったとの日本側の発言があった。最低賃金の決定には、使用者側以外に研究者の代表者も必要。合理的なアイデアが必要。最低限の生活を保証するために決定しているが、日本側の要望は決定方法を透明化してほしいというもの。透明化に関して労使から根拠を出している。直接担当しているのは労働省。委員会の決定に問題を感じたら委員会に連絡をしてほしい。

【外貨交換について】

ホアン長官

火力発電など大規模事業の外貨交換制限が問題になっている。投資家として外貨に兌換するニーズがあるが、外貨への交換は30%が上限に設定されている。特にBOTの収入。国家外貨準備高の12週分もあり、政府として投資家の権利を守るために、外貨交換を保障したいが、能力がない。30%程度は政府として精一杯。

以上